

(設置)

第1条 町の地域保健福祉に係る施策を、総合的かつ計画的に推進するうえで必要な事項を調査審議するため、町長の諮問機関として雫石町地域保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌)

第2条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域保健福祉の施策の推進に関すること。
- (2) 地域福祉計画及び個別保健福祉計画に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域住民組織の代表者
- (2) 保健福祉関係団体の代表者
- (3) 町内医療機関の代表者
- (4) 町内社会福祉施設の役職員
- (5) 知識経験者
- (6) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、町長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 町長は、必要に応じて審議会に地域保健福祉関係者の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

(報酬)

第7条 委員には、雫石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和38年雫石町条例第13号）により報酬を支給する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に雫石町地域保健福祉推進懇談会の委員となっている者は、改正後の雫石町地域保健福祉審議会条例の相当規定に基づいて委嘱された雫石町地域保健福祉審議会の委員とみなす。ただし、その任期は、この条例の施行の際における雫石町地域保健福祉推進懇談会の委員としての残任期間に相当する期間とする。

附 則（平成28年3月16日条例第9号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

〔令和5年5月1日〕

雫石町地域保健福祉審議会委員名簿

〔任期〕令和5年4月1日～令和7年3月31日

区分及び所属団体	氏名	役職	備考
(1) 地域住民組織の代表者			
雫石町婦人会	近藤 秀子	事務局員	
雫石町老人クラブ連合会	笹田 憲夫	理事	
(2) 保健福祉関係団体の代表者			
雫石町社会福祉協議会	藤村 正彦	理事	
雫石町健康づくり推進協議会	沼田 與志晴	会長	
雫石町民生委員児童委員協議会	中川 真理子	副会長	
雫石町身体障害者福祉協会	中上 正榮	会長	
雫石町手をつなぐ親の会	下川原 健治	会長	
精神障害者家族会しずくの会	田原 浩志	会長	
雫石町ボランティア活動センター運営協議会	諏訪 泰幸	委員	
雫石町食生活改善推進員連絡協議会	糸永 朝子	理事	
雫石町保育施設協議会	照井 将太	会長	
(3) 町内医療機関の代表者			
雫石医科歯科会	上原 充郎	医師	
(4) 町内社会福祉施設の役職員			
養護老人ホーム 松寿荘	高橋 哲也	施設長	
特別養護老人ホーム 日赤鶯鳴荘	千葉 豊重	園長	
老人保健施設 はーとぼーと雫石	岩崎 裕平	総務部長	
身体障害者支援施設 うぐいすの郷	岡部 貴彦	施設長	
社会福祉法人のぞみ会	吉田 健策	理事長	
株式会社JAライフサポート	高橋 純子	課長	
特別養護老人ホーム おうしゆく	伊東 将貴	施設長	
(5) 知識経験者			
雫石町教育委員	岩持 斗季子	教育長職務代理者	
雫石町教育委員	千葉 昇	教育委員	
(6) その他町長が必要と認める者			
住民代表(まちづくりパートナー)	中川 美穂子		※5月1日委嘱
住民代表(まちづくりパートナー)	瀬川 文子		※5月1日委嘱
住民代表(まちづくりパートナー)	高橋 勇人		※5月1日委嘱

計 画 策 定 の 経 緯

年 月 日	項 目
令和5年1月18日～ 令和5年2月28日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（対象者5,230名中1,000名を抽出）
令和5年1月23日～ 令和5年3月31日	障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定に係るアンケート調査 （対象者 障がい者800名、一般500名）
令和5年4月6日～ 令和5年4月30日	雫石町健康づくり及び食生活に関するアンケート調査 （対象者 20～80歳の町民1,950名）
令和5年6月1日	令和5年度第1回雫石町地域保健福祉審議会
令和5年8月3日	令和5年度第1回雫石町健康づくり推進協議会
令和5年8月31日	第1回地域福祉部会
令和5年8月29日	第1回障がい者部会
令和5年10月6日	第1回高齢者部会
令和5年11月2日	令和5年度第2回雫石町健康づくり推進協議会
令和5年12月18日	第2回障がい者部会
令和5年12月19日	第2回高齢者部会
令和5年12月21日	第2回地域福祉部会
令和6年1月10日～ 令和6年2月9日	パブリック・コメント
令和6年2月8日	保健福祉計画、介護保険事業計画（案）住民説明会（14：00～、18：30～の2回開催）
令和6年2月15日	令和5年度第3回雫石町健康づくり推進協議会
令和6年2月22日	令和5年度第2回雫石町地域保健福祉審議会
令和6年3月1日	庁議
令和6年 月 日	計画決定（町長決裁）
令和6年 月 日	町議会全員協議会（計画説明）

※注1 パブリックコメント：意見公募手続、意見提出制度。公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しよとするとき、広く公（＝パブリック）に、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続きをいう。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものである。